所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十八号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行に伴い、及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第一項中「資産の種類に応じた」を削る。

第百二十条の二第一項中「資産の種類に応じた」を削り、同項第二号ロ中「一定の」を「次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　平成二十四年三月三十一日以前に取得された減価償却資産　一から前号に規定する償却率に二・五を乗じて計算した割合を控除した割合

(2)　平成二十四年四月一日以後に取得された減価償却資産　一から前号に規定する償却率に二を乗じて計算した割合を控除した割合

第百二十七条第四項中「有する減価償却資産（」の下に「第百二十条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる資産を除く。」を加える。

第百四十四条第一項中「政令で定める場合」を「政令で定める事実」に、「各号に掲げる場合」を「各号に掲げる事実」に改め、同項第一号中「個別評価貸金等」を「貸金等」に、「弁済される場合」を「弁済されること」に改め、同項第二号中「個別評価貸金等」を「貸金等」に改め、「が生じていること」を削り、「場合（前号に掲げる」を「こと（当該貸金等につき前号に掲げる事実が生じている」に改め、同項第三号中「個別評価貸金等」を「貸金等」に、「場合（第一号に掲げる場合及び前号に定める金額を同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額として」を「こと（当該貸金等につき、第一号に掲げる事実が生じている場合及び前号に掲げる事実が生じていることにより」に改め、同項第四号中「有する」の下に「貸金等に係る債務者である」を加え、「に対する個別評価貸金等につき、これらの者」を削り、「によりその」の下に「貸金等の」を加え、「事由が生じている場合」を「こと」に、「個別評価貸金等の額（当該個別評価貸金等」を「貸金等の額（当該貸金等」に改め、同条第二項中「の個別評価貸金等」を「の有する貸金等」に、「規定する事由」を「掲げる事実」に、「当該事由」を「当該事実」に、「証明する」を「証する」に、「当該個別評価貸金等」を「当該貸金等」に改め、同条第三項中「個別評価貸金等」を「貸金等」に改める。

第百八十二条の二第九項を次のように改める。

9　居住者は、その年において第一項から第三項までに規定する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額又は同項若しくは第四項に規定する繰延消費税額等につき必要経費に算入した金額がある場合には、その年分の確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第百二十条の二第一項第二号ロの改正規定及び第百二十七条第四項の改正規定並びに次条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第百二十条の二（第一項第二号ロに係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産（新令第百二十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。）につきそのよるべき償却の方法として同条第一項第二号ロに規定する定率法（次項において「定率法」という。）を選定している場合において、平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産の取得をするとき（同年分において次項の規定の適用を受けるときを除く。）は、当該減価償却資産を同号ロ(1)に掲げる資産とみなして、次項並びに同条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）及び新令第百二十七条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定を適用することができる。

3　個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に掲げる年分以後の各年分における新令第百二十条の二第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）及び第百二十七条第四項の規定の適用については、その減価償却資産（新令第百二十条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に掲げる年分において同条第二項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。）は新令第百二十条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産とみなす。

一　この項の規定の適用を受ける旨

二　この項の規定の適用を受けようとする最初の年分（平成二十四年分又は平成二十五年分に限る。）

三　その他財務省令で定める事項

4　新令第百二十七条第四項の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に減価償却資産について支出する金額（同日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産について支出する金額につき同条第一項の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産について第二項の規定の適用を受ける場合のその支出する金額（以下この条において「経過旧資本的支出額」という。）を除き、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額につき改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第百二十七条第一項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産について前項の規定の適用を受ける場合のその支出した金額（以下この条において「経過新資本的支出額」という。）を含む。）について適用し、個人が同年四月一日前に減価償却資産について支出した金額（経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

5　個人が平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額（経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）について旧令第百二十七条第四項又は第五項の規定により平成二十五年一月一日において新たに取得したものとされる減価償却資産（第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に係る新令第百二十条の二第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）及び第百二十七条第四項の規定の適用については、当該減価償却資産は新令第百二十条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる資産に該当するものとする。

6　個人の平成二十五年分における新令第百二十七条第五項の規定の適用については、平成二十四年四月一日前に減価償却資産について支出した金額（経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。）に係る旧令第百二十七条第四項に規定する追加償却資産（以下この項において「旧追加償却資産」という。）と同日以後に減価償却資産について支出する金額（経過旧資本的支出額を除き、経過新資本的支出額を含む。）に係る新令第百二十七条第四項に規定する追加償却資産で旧追加償却資産と種類及び耐用年数を同じくするものとは、異なる種類及び耐用年数の資産とみなす。

7　第三項の規定の適用を受けた減価償却資産の取得価額及び耐用年数の調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。